

2007年9月 No.473

京都の福祉

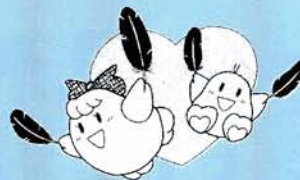
発行 京都府社会福祉協議会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375

TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310

発行人 森 育 寿

http://www.kyoshakyo.or.jp



主な記事

1面…もえくさ

2面…福祉サービス利用援助事業
〓生活支援員、の活動から

5面…シリーズ第三者評価機関紹介④

6面…新たな指針と福祉人材センターの
取組みについて

8面…子育てリレーエッセイ③



和知

もえくさ

今、介護の現場では深刻な人材不足に悩んでいる。福祉系の大学や専門学校を卒業した若者でさえ、福祉職を敬遠し、一般企業に就職しているという。人手不足は特に都市部が深刻で、募集しても集まらないため、事業の存続が危ぶまれる介護事業所も出てきているという。京都では、京都府老人福祉施設協議会が今年の五月、独自に就職説明会を行ったが、都市部と同様に厳しい状況であった。なぜ、就職希望者が少ないのか。その理由は極めて明確である。労働条件、働く環境に魅力がないからだ。「その大きな要因は、昨年の介護保険法の改正である」と指摘

する研究者や事業所は多い。▼介護労働安定センターが全国の介護保険指定事業所に行った調査で、改正介護保険後の影響を尋ねたところ、半分以上の従業員が「変化があった」とし、その中味は、「労働量が増えた」「労働時間が増えた」「賃金が低下した」と回答している。もともと「3K」と言われる福祉職場の労働環境だが、それに追い打ちをかけるような「介護報酬の引き下げ」では、「十分な賃金は払えない」と嘆く事業者の心情、苦痛も理解できる。前出の調査結果では、「一年間の離職率は二十％。五人に一人が離職し、その四割以上が一年未満の従業員」であるという。さらに、正規と非正規の従業員の割合は半々であるとも。これが、介護職場の実態である。▼厚生労働省は、こうした事態を重く見て、今般、福祉人材確保指針の改定を行った。その中で特に注目すべきことは「従事者のキャリアアップの仕組みの構築と社会的評価に見合う処遇の確保」を明記したことである。▼しかし、その実現には、適切な介護報酬の設定やサービス提供事業者の理解など、なお多くの課題が山積している。そして何よりも、「福祉従事者」の社会的地位の向上・確保の課題が根本問題として存在している。▼福祉従事者の「犠牲」の上に成立つ介護・福祉事業では展望は拓けないし、「やりがい」のある仕事であっても「やる気」は湧いてこないだろう。今回の指針に掲げられた方策が実効性をもって達成できるよう、国・地方公共団体・サービス提供事業者の総力を挙げた取り組みに期待したい。

地域で、その人らしく生活することを支える

～福祉サービス利用援助事業「生活支援員」の活動から～

福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）は、認知症や知的障害、精神障害のある人たちが、判断能力に不安があっても、安心して自分らしく生活していくことを支援する事業です。

事業の内容は、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理等の援助です。そして、利用者を訪問し、直接支援に携わっているのが生活支援員です。今回は、生活支援員の活動を紹介するとともに、その課題についてレポートします。

生活支援員の設置について

生活支援員は、府内市町村社協では、社協会長の推薦等により登録されています。現在の登録者数は百九十一人。民生児童委員やボランティア活動の経験をもつ人、福祉職場や学校、行政、民間企業で働いていた経験のある人が多くみられます。

新しく利用者があった場合には、登録者の中から生活支援員を選任し、市町村社協で雇用契約を結んだ後、実際の活動がはじまります。

現在、支援に携わっている生活支援員は百二十九人で、登録者の約七割となっています。

業務の内容と実際

生活支援員の活動は、多くの場合、月に一～二回

生活支援員インタビュー

利用者さんが、
いろんな話をしてくださるのが喜び

長岡京市社会福祉協議会の生活支援員のKさんにインタビューさせていただきました。Kさんは、これまでに三人の支援をされています。

◆生活支援員になったきっかけは何ですか？

この事業については、以前に生活支援員をされていた知人から聞いたことがありましたが、その時は、自分がするとは想像していませんでした。具体的には約三年前に、社協の職員さんから声をかけられたことがきっかけです。社協とは障害のある人や高齢者へのボランティア活動を通じて、約三十年前から関わりがありましたのでお引き受けしました。

◆生活支援員活動でのやりがい・喜びは？

利用されている方が正直な想いを伝えてくださった時です。私を信用して話をしてくださることが喜びです。何より、利用されている方と関わりを持たせて頂くことによって、私自身が多くのことを勉強させてもらえることが嬉しいです。

◆利用者との関係作りのために大切にしていることは？

人生の先輩ですから、尊敬をもって接することです。会話では、傾聴を心がけています。特に、話を遮らないこと、話すスピード、声のトーンに気をつけています。毎回の支援の最後は、できるだけ気持ちの安定された状態で終われるようにしています。

それから、常に利用されている方が「どう思っているか」「どう感じているか」というのを考えて行動するようにしています。

◆生活支援員活動がもたらったいいなあ、と思うことは？

生活支援員の活動時間は「支援計画」で決められています。しかし、信頼関係が構築されていない段階や、利用者の心身の状況によっては支援時間だけの支援では十分ではなく、時間を延長したいと思うことがあります。しかし時間の延長は、利用料負担にも影響してくるので、自分の判断ではできません。時間の制限がなかったらいいのに、と思うことがあります。

生活支援員の役割

- ・福祉サービスに関する相談や情報提供
- ・福祉サービスの利用手続きの援助
- ・福祉サービス利用料の支払い等
- ・福祉サービスについての苦情解決制度の利用援助
- ・日常的な金銭管理



の頻度で、一回あたり一〜二時間程度となっています。

生活支援員は、市町村社協の専門員が作成した支援計画にもとづいて、郵便物の確認、年金など収入の確認、福祉サービスの利用料等の支払い、日常生活費の払戻しや仕分けなど多岐にわたる業務を行います。

また、利用者との会話の中から福祉サービスへの要望はないか、生活の困りごとはないかなどを察知することも大切な役割です。何らかの課題がある場合は相談を受け、専門員に報告します。

判断能力が不十分な方のお金を扱う援助であることから、通帳やお金の受渡しは必ず書面で確認するなど、適正な事務も求められます。

実際の活動については、下部のインタビューをご覧ください。

生活支援員のやりがいと悩み

“本人らしい生活と変化”に寄り添う

生活支援員は、判断能力に不安のある利用者に寄り添う支援のなかで、「利用者の表情が明るくなった」「近所の人と話をするようになってきた」「滞納の解消に目途がたち、肩の荷がおりたようだ」「食生活が安定した」「いろいろなことを話してくれるようになった」「生活が落ち着いてきた」「少しずつ貯金ができるようになり、旅行に行けるようになった」など、利用者の新しい変化に喜びややりがいを感じています。

その一方で、生活支援員業務の中で、多くの悩みを抱えざるを得ない現実があります。

〈次頁へ続く〉

Aさんに対する活動のスケジュール

- | | |
|-------|-------------------|
| 10:00 | 社協へ |
| | ・専門員と打合せ |
| | ・通帳などを預かる |
| 10:20 | 利用者宅へ |
| | ・郵便物の整理 |
| | ・近況や困りごとの話を聴く |
| | ・前回支援後からの収支について確認 |
| 10:40 | 金融機関へ |
| | ・生活費の払戻 |
| 11:10 | 再び利用者宅へ |
| | ・金銭の受渡 |
| | ・次回訪問日の確認 |
| 11:30 | 利用者宅を出る |
| 11:40 | 社協へ |
| | ・専門員に報告 |
| 12:00 | 帰宅 |
| | ・ケース記録の記入 |

この事業は、その人らしく暮らすことを支える様々なサービスの中でも、その人の気持ちに近いところから発言できるので、とても大切な役割を果たしているのではないかと感じます。

Aさんにとって、福祉サービスをより多く利用できることが本当に良いことなのか、幸せなことなのか、と感ずることがあります。このようなことについては、社協の専門員にすぐに相談（報告）させていただいています。

特にそのように感じたのは、最近、財布の置場所を頻繁に変えられるようになったことからです。盗られることへの不安、プライバシーを確保したいという思い、ストレスからの行動ではないかと感じています。そのため、Aさんがもう少し、一人で過ごす時間があれば、ゆったりと気を休めたり、心が落ち着く時間が持てるのではないかと、思います。

◆生活支援員という立場から感じることは？

その人にとっての「尊厳」や「利用者本位」の支援というのはどういふものか、ということですね。例えば、現在支援をさせていただいているAさんは、認知症の進行によってリフォーム被害などに遭われていたことから、福祉サービスを利用されるようになりました。今ではほぼ毎日、ホームヘルプサービスやデイサービス等の様々な福祉サービスを利用されています。それは安全な日常生活を営む上では必要なサービス量なのかもしれません。しかし、私が生活支援員活動を通じて感じるのは、Aさん自身は、あまりにも関わる人が多いことによって疲れたり、不安感を募らせておられるのではないかと、ということです。

へ生活支援員の声よりへ

○日によって利用者の状態が変わるので、うまく対応できているか不安だ

○金銭管理によって利用者の監視になっていないだろうか

○本人の意思をどこまで尊重すればよいのか

○援助の範囲が不明確で、どこまで支援していいかわからない

○利用者がどのような状況になればよいのか、援助のゴールがよくわからない

○お金を運んでいるだけではないか

○利用者の話をもっと聞いてあげたいが、決められた支援時間ではできない

○利用者の気に入った服や家電と一緒に買いに行つてあげる人がいないので、一緒に行つてあげたいと思うことがあった

こうした声の中に、よりよい権利擁護の仕組みづくりのため考えなくてはならない課題が含まれています。

また、生活支援員がひとりで悩むことのないよう、生活支援員同士の交流の場や、研修の場が必要です。

活動基盤の整備は制度の充実で

生活支援員の活動にかかる報酬は、制度上、利用料を財源とすることになっています。

京都府の場合、一時間あたり、千円の利用料のうち八百円を報酬に充てることができることを基本としていますが、生活支援員に求められる役割に比べ、十分とは言えません。

また、ケース記録を作成する際の報酬を支払う

ための財源がないことや、活動時の交通手段として生活支援員個人の自家用車やバイクに頼らざるを得ない状況など、活動のための基盤が整っていません。活動の基盤を整備するための財源は、利用者負担に求めず、公的に保障されるよう制度の改善が求められています。

新たな課題への対応に向けて

生活支援員での対応が難しい事例の増加

昨年度の新規利用者九十二人のうち、生活支援員による対応が難しく、市町村社協の専門員が直接の支援活動を行っている利用者は十五人(十六・三%)でした。これは制度本来の仕組みとは異なる対応です。生活支援員による対応が難しいのは、次のような状況にある利用者です。

へ生活支援員による対応が難しい利用者の事例へ

○同居の家族から虐待を受けている

○第三者から経済的な侵害を受けていて、その解決を求められる

○妄想等が強く、コミュニケーションや意志の確認がむずかしい

○毎日あるいは一日に何度も相談や出金の要望があり、その都度対応が必要な状況にある

こうした利用者の生活を支えるためには、現行の仕組みに加え、たとえば継続的に支援活動に専任する生活支援員の配置など、より利用者寄り添うことができる体制のあり方について検討しなければなりません。

(文責：事務局)

社会福祉施設 しせつの損害補償 総合損害補償

ホームページでも内容を紹介しています。
<http://www.fukushihoken.co.jp>

安全・健全な施設運営のために！

プラン1

施設の業務中事故賠償補償

- ① 基本補償
 - 法人業務を包括的に補償
 - 賠償責任のない場合の見舞補償も充実
- ② 個人情報漏えい対応補償
 - 個人情報漏えいによる法律上の賠償責任を負った場合(おそれのある場合を含む)に補償
 - クレーム対応費用、見舞品購入費用等を補償

プラン2

施設利用者の傷害事故補償

- ① 入所型施設利用者
- ② 通所型施設利用者
- ③ 不特定多数利用者

プラン4

施設職員の災害事故補償

- ① 施設の労災上乘せ補償
- ② 施設職員の傷害事故補償
- ③ 施設職員の感染症罹患事故補償

プラン3

施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

- 施設送迎車に搭乗中の傷害補償
- 施設の過失の有無は不問

プラン5

施設の什器・備品損害補償

- 施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
- 施設の現金等も補償

◆ 皆様のご信頼をいただき、全国多数の施設(法人)が加入！

- 全国社会福祉協議会のスケールメリットを活かし、充実した補償内容
- 団体契約のため有利な補償と割安な保険料(掛金)
- 迅速で丁寧かつ適正なお支払い

● この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「労災総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

● 詳しい内容のお問い合わせは下記にお願いします

団体
契約者

社会福祉法人

全国社会福祉協議会

取扱
代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

(引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン

シリーズ 第三者評価機関紹介④

京都における第三者評価事業は、介護分野は平成15年度から、福祉分野は平成17年度から始まりました（試行事業含む）。これまでに約400件の評価が行われています。サービスの質の向上とコンプライアンスの観点から、今後ますます第三者評価を推進していくことが重要になってきています。本会では、第三者評価を進める推進組織である「京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構」の事務局を担っています。第三者評価推進の一環として、実際に評価を行う評価機関をシリーズで紹介します。

介護分野評価機関

京都市老人福祉施設協議会事業センター

京都府認知症グループホーム協議会

京都社会福祉士会

京都府介護福祉士会

京都ボランティア協会

きょうと介護保険にかかわる会

カロア

京都府老人保健施設協会

京都私立病院協会

京都福祉サービスをよくする会

市民生活総合サポートセンター

京都ビジネス・サポート・センター

福祉総合調査研究機関
株式会社ヤトウ 大阪支店

きょうと福祉ネットワーク「一期一会」

株式会社東京リーガルマインド大阪本部

◆評価機関名／特定非営利活動法人 カロア

◆代表者名 理事長 赤井 和枝

◆認定年月日（介護分野） 平成15年10月16日（更新日：平成17年10月14日）

評価調査者人数（介護分野） 18人

◆評価実績等

平成15年度 8ヶ所（モデル事業）

平成16年度 8ヶ所（モデル事業）

平成17年度 5ヶ所（特養3、デイ2）

平成18年度 7ヶ所（特養5、デイ1、老健1）

※カロアは上記京都府での評価活動のほか、大阪府、奈良県、和歌山県においても認証を受け活動しています。

◆評価機関からのPR／「カロア」は平成13年1月、近畿女性施設長フォーラムの勉強会より発足した第三者評価機関です。「施設を知らない人より、内容を熟知した人が調査に携わる方が信頼性が高い」との考えから、現役の施設職員とボランティア活動メンバー等による訪問調査によって、適正かつ専門的な判断で現状をご報告します。平成15年7月には、NPO法人認可取得。これからも各介護事業所の特性把握や職員の資質向上、また利用者への情報提供に役立つ評価機関でありたいと考えています。「KROA（カロア）」は自ら介護の現場に関わる「第三の目」として、施設・利用者と互いに理解し合い、信頼関係を築きながら、質の高いケアサービスの充実を目指します。

◆連絡先・所在地／〒543-0056 大阪市天王寺区堀越町1-1 四天王寺堀越ビルKROA事務局
電話番号 06-6773-2412（不在時は転送されます） FAX番号 06-6770-2622
ホームページ <http://www18.ocn.ne.jp/~kroa/>
E-Mail : kroa-osaka@clock.ocn.ne.jp

福祉分野評価機関

市民生活総合サポートセンター

京都ボランティア協会

京都府保育協会

きょうと福祉ネットワーク「一期一会」

京都社会福祉士会

◆評価機関名／社団法人全国老人保健施設協会 京都府支部

◆代表者名／川合 秀治

◆認定年月日（介護分野） 平成15年10月16日（更新日：平成17年10月14日）

◆評価調査者人数（介護分野） 16人

◆評価実績等／平成15年度～平成18年度 延べ24ヶ所

◆評価機関からのPR／評価調査者の体制は有資格者延べ数で医師1人、看護師8人、介護支援専門員11人、社会福祉士1人、精神保健福祉士1人、介護福祉士5人です。現職は介護保険施設の施設長、副施設長、看護師長から介護現場の責任者、居宅サービスのケアマネジャーとして活躍中の調査員もあり幅広い体制です。

当協会は平成14年度の京都府介護サービス試行評価モデル事業の時から京都府における第三者評価事業に携わっており、介護保険施設から各種の居宅サービスまで全ての種類の介護保険サービス事業所を調査、評価することができます。

◆連絡先・所在地／〒602-8143 京都市上京区猪熊通丸太町下る中之町519
電話番号 075-813-1545 FAX番号 075-813-1546
ホームページ <http://kyoto-roken.jp/>
E-Mail : kyoroken@world.ocn.ne.jp

人材の確保は急務の課題

～新たな指針と福祉人材センターの取組みについて～

京都府福祉人材・研修センター

一、はじめに

平成十八年度に京都府福祉人材・研修センターに寄せられた求人数は千三百五十八人で、高齢者分野の求人が全体の四十九%を占めており、以下、障害分野二十一%、児童分野十二%、社協八%などとなっています。求職登録者は二千四百六十八人で、高齢者分野への就職希望が三十一%、以下、障害分野二十五%、児童分野二十一%、社協十%などとなっています。前年度と比べて求人数が一%減にとどまる一方、求職登録者は三六%減となっています。

民間企業の景気回復

一方で、福祉職場の人材確保は年々厳しくなっています。

とりわけ介護職員の人手不足は深刻で、求人を出しても問い合わせもないという事業所も珍しくありません。

福祉職場の人材確保は、今どうなっているのか。その現状や福祉人材センターの取り組みについて紹介します。

特に学生の相談・登録者の減少は著しく、これは景気回復に伴う一般企業の求人増や就職活動の早期化などの影響と想われます。また、給与水準や勤務時間などの求人条件を見て一般企業を選択する人が増えていることや、就職希望者に比べて児童関係の求人が少ないことなど求人求職のミスマッチもその原因とみられます。

このような状況の中、センターでは、

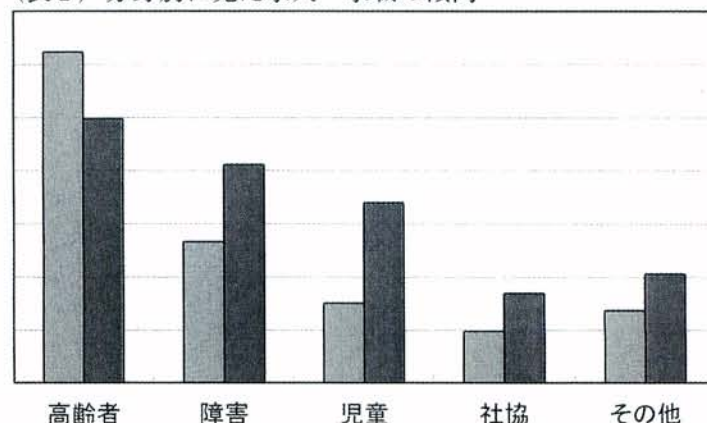
去る七月三日、京都市

左京区の京都市勤業館（み

(表1) 求人・求職登録者数の推移 (単位：人)

	H14	H15	H16	H17	H18
求職登録者（一般）	2,901	2,654	3,410	2,618	1,751
求職登録者（学生）	1,703	1,841	1,679	1,263	717
計	4,604	4,495	5,089	3,881	2,468
求人数	1,049	1,154	1,387	1,372	1,358

(表2) 分野別に見た求人・求職の傾向



(表3) 就職フェアの参加状況の推移 (年度単位)

	H14	H15	H16	H17	H18
参加者（求職者）	2,833 人	3,635 人	3,011 人	2,329 人	1,893 人
参加者 (求人側)	参加施設 179 施設	194 施設	246 施設	274 施設	333 施設
	求人数 1,276 人	1,355 人	2,340 人	2,288 人	3,014 人

やこめっせ）において、今年度第一回目の福祉職場就職フェアを開催しました。

二、求人難が深刻に

七月就職フェアの状況から

就職フェアは、学生の就職活動が早期化していることを踏まえて、例年より約二カ月前早く開催しました。会場では、各事業所のブースで求職者が熱心に求人や仕事の内容についての説明を受けていましたが、百十四事業所から千六十人余りの求人が寄せ



第1回福祉職場就職フェア（平成19年7月3日開催）

られる一方、求職者は九百十三人で、ここでも「売り手市場」とも言える昨今の福祉職場をめぐる求人求職状況を反映する結果となりました。また、分野別では高齢者介護の求人が八十%を占めており、介護職員の人手不足を裏付けるものとなりました。

その一方で、求職者は来春卒業予定の学生が約七十%を占めており、求職者の中には児童関係への就職を希望する人も多く、求人求職のミスマッチの状況が就職フェアでも現れていました。

三、新「福祉人材確保指針」について

このように、介護職をはじめ福祉職場の求人難が続く中、厚生労働省は、このほど新たな福祉人材確保のための指針をまとめました。新指針では、社会福祉事業経営者、国、地方公共団体に、福祉人材確保のために取り組むべき措置について努力義務を課すものとし、福祉人材センターの役割につい

ても述べています。

主なポイントは、次の通りです。

一、社会福祉事業・介護保険事業などを含め「福祉・介護サービス」と総称し、人材確保のための取り組みを共通の枠組みで整理したこと

二、「人材確保の方策」として、労働環境の整備の推進、キャリアアップの仕組みの構築等の方向性が示されたこと

三、「潜在的有資格者等の参入の促進」「多様な人材の参入・参画の促進」を中心に福祉人材センター・バンクの役割が位置付けられていること

四、人材確保における都道府県、市区町村の役割が明記されたこと

特に二では、職員の給与水準について、キャリアと能力に見合う給与体系を構築するとともに、他分野や地域の労働者の給与水準等を踏まえ適切な水準を確保すること、国が定める福祉職俸給表も参考とすることや、質の高い人材を確保するために、職員に対する事業収入の適切な配分に努めることなどを経営者に求めています。

ただ、福祉・介護サービス事業所の多くは、介護保険制度や障害者自立支援法、また国の措置制度のもと運営されており、その事業収入の確保については、介護報酬等が適切に設定されることが必要です。

そうしたことから、今回の指針では、介護報酬等の設定について、物価等の経済動向や事業者の経営実態の把握、また、保険

料等の水準などに留意しながら、適切な介護報酬等を設定することを、国や地方公共団体に求めています。

また、福祉人材センターの役割については、就業していない介護福祉士有資格者の掘り起こしや就業あっせん、他分野で働く労働者に対する福祉職場への就業を働きかけることなどが求められています。

四、おわりに

少子高齢化の進行などにより、福祉・介護サービスのニーズは今後ますます拡大していくことが予想され、介護職員をはじめとする福祉職場の人材確保や質の向上は「今や国民生活に関わる喫緊の課題」（新「福祉人材確保指針」前文より）となっています。

京都府福祉人材・研修センターでも、先の就職フェアの早期開催や各大学等での就職ガイダンスへの協力などの他、府内の社会福祉施設関係団体や各大学・短大・専門学校などと連携して、福祉人材の確保に向けた取り組みを進めようとしています。

全国社会福祉施設経営者協議会などの関係団体でも、人材の確保と資質の向上が最重要課題の一つとして取り上げられており、今後、これらの関係団体や学校等との情報交換会の開催などを通じて、福祉人材の確保に向けた取り組みの企画・実施を検討していくこととしています。

アンケート調査から見る

地域の子育てグループの課題

京都子育てネットワーク代表 藤本 明美

子育て中の親子の出会いの場となっている子育てグループは、二十数年前、当事者の自主的な動きから一つ一つと広まり始めました。ここ数年間で行政や地域住民の協力も増え、京都市内では二百を超える支援の場が充実し、地域格差はありますが、孤立から脱出しやすい環境が整いつつあります。

そんな中、「子育てグループに出てきている人は大丈夫。出てこれない人が心配」とささやかれています。「出てきている人」は本当に大丈夫なのか、どのような思いで参加しているのか現状を把握し、今の子育て支援の方向性に新たな視点を獲得するために、二〇〇六年十月に子育てグループに参加している親に調査を行いました。（京都市保健福祉局子育て支援部児童家庭課及び特定非営利活動法人きょうとNPOセンターのご協力を頂き、京都市内の子ども支援センター十四箇所・児童館百四箇所・公営保育所三十二箇所・自主サークル・サロンなど六十箇所に配布し、一千七百六十九件の回答を得ました。）

■子育てグループの成果

子どもも親も仲間と出会える場づくりの成果として、①家で出来ないあそびを経験することができる（七十八・五％）、②異年齢や同年齢の子どもと関わり社会性を身につける

わかります。又、④のように、活動の場に出てきて、も孤立感を感じる場となってしまっていることは、十分に配慮をしなければならないことです。

■運営面でも「人間関係」に困る

子育てグループの運営に関するリーダー・スタッフの経験がある親（全体の九・五％）に、「運営の中で困ったこと」を尋ねると、①参加者に関わることで活動場所、③活動内容、の順で上がっていました。今までの調査では活動費や活動場所の悩みが一番に上がる事が通常でしたが、「参加者から協力・理解を得られない、私語が多い、仲良しグループができしてしまう」など、ここにも希薄な人間関係に関する悩みがトップに上がってきました。

■育ち合いたい親たち

しかし、リーダー・スタッフの経験がない親に（全体の八六・六％）「頼まれたらどうする？」と聞いたところ、二十％が「やってもよい」、五十五％が「考えてみる」という予想以上の前向きな回答でした。

経験することで「自分の成長になる、子育てにプラスになる、仲間ができて」という思いを持っています。一方的に与える支援内容から、親自身の力を引き出し、自信を持つきっかけとなる内容へと、見直すべき時期ではないでしょうか。

■子育てグループの課題

「親育ち」「子育ち」「関係育ち」の三本柱を目的として「子育てグループ」の活動を進めていくことが必要です。「出てきている人」が、より育ち合うことで「出てこれない人」の環境が変わってくるでしょう。これからの課題として、安心して、「ミニニケーション」できる仲間関係を紡ぎ、親としての力量を高める子育て支援が望まれます。

子育てリレーエッセイ③

～子どもを取り巻く環境について考える～

■トラブル解決は声をかけ合うことから

さらに、「参加して困ったり、嫌だった経験」をあげてもらったところ、約半数の親達は、①子どもがよその子に手を出す、②子どもが落ち着いて話を聞けない、③よその子に叩かれたり物をとられる、④自分が話し相手がいなくて孤立してしまふ、など十％前後に分散しながら回答していました。これらの困ったことを解決できたという回答を見ると、トラブルをチャンスととらえ、「親同士が話し合い、協力しあってお互い様と思えるようになった」などの記述が見られ、関係性を育むことの必要性が

える仲間ができた（三十七・一％）、②自分の気持ちをはなせる仲間ができた（三十五・三％）、など「親自身の支え合い」の項目に関しては、低いポイントとなっています。二十年前、当事者が立ち上げていた子育てグループでは、その「支え合うつながり」をもてた事が大きな成果となっていました。今回の結果は、人とのつながりの希薄な現状が現れており危険されます。

■希薄な人間関係の現れ

しかしながら、①困ったときにお互い様で支え合える仲間ができた（三十七・一％）、②自分の気持ちを話せる仲間ができた（三十五・三％）、など「親自身の支え合い」の項目に関しては、低いポイントとなっています。二十年前、当事者が立ち上げていた子育てグループでは、その「支え合うつながり」をもてた事が大きな成果となっていました。今回の結果は、人とのつながりの希薄な現状が現れており危険されます。

さらに、「参加して困ったり、嫌だった経験」をあげてもらったところ、約半数の親達は、①子どもがよその子に手を出す、②子どもが落ち着いて話を聞けない、③よその子に叩かれたり物をとられる、④自分が話し相手がいなくて孤立してしまふ、など十％前後に分散しながら回答していました。これらの困ったことを解決できたという回答を見ると、トラブルをチャンスととらえ、「親同士が話し合い、協力しあってお互い様と思えるようになった」などの記述が見られ、関係性を育むことの必要性が

■子育てグループの課題

「親育ち」「子育ち」「関係育ち」の三本柱を目的として「子育てグループ」の活動を進めていくことが必要です。「出てきている人」が、より育ち合うことで「出てこれない人」の環境が変わってくるでしょう。これからの課題として、安心して、「ミニニケーション」できる仲間関係を紡ぎ、親としての力量を高める子育て支援が望まれます。

「京都の福祉」へのご意見、感想、とりあげてほしいテーマなどお寄せください。

京都府社会福祉協議会

TEL: 075-252-6291

FAX: 075-252-6310

URL <http://www.kyoshakyo.or.jp>

(注) 本会へのご意見等は、上記URLの「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。